

(別紙)

東京都・埼玉県サテライトオフィス相互利用等に関する協定

東京都と埼玉県は、サテライトオフィスの相互利用等に関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 サテライトオフィスの相互利用等を通じて、日頃から職員の交流を促進し、情報共有や連携強化を図るなど、行政間の垣根を超えた政策課題の解決に向けた取組を推進する。

(連携事項)

第2条 次の事項について連携を推進する。

(1) サテライトオフィスの相互利用に関すること

(2) 職員の交流の促進に関すること

2 前項の連携を効果的に推進するため、定期的に協議を行う。

(施設利用)

第3条 相互利用の対象施設は協議により別に定める施設とし、利用時間及び利用方法等は各施設の定めるところによる。

2 広域災害発生時等において相互利用を行う必要がある場合は、別途、協議の上相互利用を決定する。

(疑義の決定)

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年4月20日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都知事 小池 百合子

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県知事 大野 元裕